○豊中市景観配慮指針

沿革 平成 12.4.1 策定 平成 21.4.1 改定 平成 26.4.1 改定

1. 建築物・工作物・開発行為・広告物の共通配慮指針

(1) 景観特性を把握し、理解する

建築物等を建てようとしている敷地の周辺に、どのような景観の特性があるのか、地形の特徴、地域の成り立ち、地域の景観資源等を把握する。

(2) 敷地や建築物等の見え方に留意する

遠くから見た場合や近くから見た場合に、敷地がどのように見えるのかを確認し、景観配慮内容や 「豊中市まちなみづくりの手引き(建築物・工作物・開発行為編)」を参考にして、景観に配慮した 計画・設計を進める。

景観配慮項目	景観配慮内容	
①遠景としての見え方	〇オープンスペースをできるだけまとめてとる等、周辺と連続させ	
〔高い位置や離れた場所から建築	ි	
物等をシルエットとして捉える	〇屋根の色調・形態、屋上工作物等は、高い位置からの視線も意識し	
場合〕	目立たないようにする。	
	〇輪郭線に関わる建築物等の高さや外壁・屋根の形態は、間近で見た	
	場合だけでなく、周囲の建築物を含むシルエットとしてみた場合も	
	考慮した意匠にする。	
	〇屋上広告を掲出しないことを基本として、掲出する場合は眺望やス	
	カイラインを乱さないよう配慮する。	
②中景としての見え方	〇周囲から逸脱したスケール感を持つ大規模な建築物等は避け、必要	
〔通りに沿ったまちなみとして捉	に応じて壁面の位置を後退させたり、分割することによって周囲に	
える場合〕	なじませる。	
	○垂直性、水平性を組み合わせて、リズムや連続感を出す等、単調さ	
	を和らげる。	
	○壁面位置の後退によってオープンスペースをつくり出す等、周辺の	
	まちなみに合わせて空間にゆとりを感じさせる工夫をする。	
③近景としての見え方	○親しみのある空間づくりを心がける。	
〔すぐ近くから単体として捉える	〇雑然としがちなものは隠すか目立たせない工夫をする。	
場合〕		

(3) 地域性(まちなみ)に留意する

建築物等を建てようとしている敷地がどのまちなみ類型にあてはまるかを考え、各類型に示す景観 配慮内容や「豊中市まちなみづくりの手引き(建築物・工作物・開発行為編)」を参考にして、景観 に配慮した計画・設計を進める。

	に 節息 した 計画・ 設計を進める。 また なな 新型 早知 記憶 内容		
	まちなみ類型	景観配慮内容	
1	住居系のまちなみ	○まちなみの雰囲気をつくっている要素が何かを読み取り、それに調和した意匠にする。 ○まちなみをつくり出している要素が混在し、共通する特徴を見出しにく	
		い場合は、それぞれの敷地内でできるまちなみづくりに役立つ工夫をする。	
		〇歴史的な資源が残っているところでは、自然に近い素材を用いたり、通りの代表的な色彩を用いるなどの工夫をする。	
	①戸建住宅中心のまちなみ 〔地域ごとの特徴を有し た戸建住宅地のまちなみ〕	〇建築物の形態、外壁や屋根の色彩、外構、ファサードの様式等、まちな みのまとまりをもたらしている要素を把握し、意匠に取り入れる。	
	②集合住宅中心のまちなみ 〔住棟の群がつくり出す 集合住宅地のまちなみ〕	○建築物の高さ、外壁の意匠等を周囲の建築物になじませる工夫をする。 ○通りに面するオープンスペースの位置を考慮し、連続性やまとまりを持 たせる。	
2	商業系のまちなみ	〇まちなみの雰囲気をつくっている要素が何かを読み取り、それに調和し た意匠にする。	
		〇まちなみをつくり出している要素が混在し、共通する特徴を見出しにくい場合は、それぞれの敷地内でできるまちなみづくりに役立つ工夫をする。	
		○歴史的な資源が残っているところでは、自然に近い素材を用いたり、通 りの代表的な色彩を用いるなどの工夫をする。	
	①商業施設中心のまちなみ	〇明るくにぎわいを感じる空間をつくる。	
	〔多くの人が集まり地域	○まちなみの連続性に配慮しながら、道路面の敷際には人の流れやたまり	
	の顔となるまちなみ〕	をつくる。	
		〇駅前広場等の公共空間の意匠との調和を図り、まちなみにまとまりを持たせる。	
	②幹線道路沿いのまちなみ 〔自動車で通過する人々	〇建築物のスカイラインや壁面の位置、外壁の色彩等を周囲の建築物と調 和した意匠にする。	
	にも印象の残るまちなみ〕	〇自動車で通過する人の視線だけでなく、道路沿いの歩行者からの見え方 にも十分に配慮する。	
	T#70+++1	○道路面の敷際には人の流れやたまりをつくる。 ○まちなみの雰囲気をつくっている要素が何かを読み取り、それに調和し	
3	工業系のまちなみ	た意匠にする。	
		○まちなみをつくり出している要素が混在し、共通する特徴を見出しにくい場合は、それぞれの敷地内でできるまちなみづくりに役立つ工夫をする。	
		〇歴史的な資源が残っているところでは、自然に近い素材を用いたり、通りの代表的な色彩を用いるなどの工夫をする。	
	①工場・倉庫中心のまちなみ 〔無機質な印象を与えや すいまちなみ〕	〇道路面の敷際を植栽によりみどり豊かな景観にする等、単調で無表情に ならない意匠や素材の工夫をする。	

2. 建築物・工作物・開発行為・広告物の個別配慮指針

(1) 建築物

建築物の意匠について、次の景観配慮内容や「豊中市まちなみづくりの手引き(建築物・工作物・ 開発行為編)」を参考として景観に配慮した計画・設計を進める。

景観配慮項目	宗観に印息りに計画・改計を進める。 景観配慮内容
①屋根	○周囲の建築物等と形態や色彩、素材等を調和させる。
〔シルエットをつくる重要	〇屋根の基調色として用いる色彩の範囲は 、 次のとおりとする。
な要素になる〕	明度6以下、彩度4以下を基本とする。
	ただし、良好な景観を形成していく上で、より有効と考えられる場
	合は、次の範囲とする。《有彩色(R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)は明
	度8以下、彩度6以下、無彩色(N)は明度8以下。》
	※1:色彩の数値表示は、日本工業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(マンセル表色系)による。
②外壁	〇周囲の建築物等と壁面の位置や高さ、色彩、素材等を調和させる。
〔外壁や開口部の意匠によ	〇外壁の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。
ってまちなみの表情が決まる〕	明度6以上8以下、彩度 1.5 以下を基本とする。
	ただし、良好な景観を形成していく上で、より有効と考えられる場
	合は、次の範囲とする。《有彩色(R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)は明
	度4以上9以下、彩度4以下、無彩色(N)は明度6以上9.5以下。》
	セル表色系)による。
	※2:着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分
	の色彩はこの限りでない。 ※3:見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の10分の1未満
	※3. 発的面積(張り間が回文はかた打が回の面直接影面積)の「Oカの「木洞」 の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。
③バルコニー・テラス	〇洗濯物やエアコン室外機等が通りから見えないよう、腰壁、手摺り、吊
〔外壁を飾る要素になる〕	金物の位置や構造を工夫する。
④屋外階段・エレベーター	
〔目立つ意匠等はまちなみを	○建築物と一体的な意匠を施す等、建築物と調和させる。
乱す要素になりやすい〕	
⑤屋上設備・屋上工作物	○屋根または壁面の立ち上げ、ルーバーを用いて隠す等、通りから見えな
(俯瞰景やシルエットを乱) す要素になりやすい)	いように設置する。 〇屋上工作物を極力減らし、すっきりとした外観にする。
の広告物(建築物に付随する広告	<u> </u>
物)	○建築物との一体化を図る、建築物の外壁と調和する地色にする等、建築
(目立つだけのもの等はま	物や周辺と調和させる。
ちなみを乱す要素になり	○壁面や屋上、まちかど等目立つ場所では特に意匠に配慮する。
やすい)	
⑦外構(門・塀・玄関・アプロー	〇開放的な意匠や、透視性を確保する等、圧迫感を和らげる。 〇花やみどりを取り入れる等、彩りや潤いを高める。
チ・生垣・フェンス 等) 〔視界に入りやすく、まち	○アプローチの舗装は建築物や道路と調和した意匠にする。
なみの印象を左右する〕	〇建築物や周囲との調和やつながりに配慮し、まとまりを持たせる。

景観配慮項目	景観配慮内容
⑧擁壁	〇法面にする、緑化を施す、周囲のものとそろえた素材を用いる等、周辺
〔圧迫感を与えたり、単調	と調和させる。
になりやすい〕	○意匠や素材を工夫し、周辺と調和させ、圧迫感を和らげる。
9植栽	
〔潤いや和らぎ等を与える要	〇道路に面する敷際に植栽帯を確保する等、潤いを高める。
素になる)	○既存の植栽を取り込む等、みどり豊かな景観にする。
⑩舗装(アプローチ・駐車場・駐	
輪場以外の舗装)	○建築物や周辺の道路等と色彩や素材をそろえる等、周辺と調和させる。
〔境界を示したり、統一感を与え	○自然素材を用いる、意匠を工夫する等、路面を演出する。
られる)	
⑪屋外設備・ごみ置き場等	
〔くらしを支える設備であ	〇安全上支障がない限り、建築物と一体的な意匠を施す等、建築物等と調
るが、人目につかないこと	和させる。
が重要〕	
⑫駐車場・駐輪場	〇見通し等の安全性を確保した上で、建築物の配置の工夫や生垣で囲う等、
〔おざなりな意匠はまちな	自動車や自転車が通りから目立たないようにする。
みを乱す〕	〇出入り口やシャッターの意匠に配慮し、建築物等と調和させる。
	〇路面の意匠の工夫や緑化ブロックを用いる等、無機質な印象を和らげる。
	〇立体駐車場等の設備の見え方にも配慮し、安全性を確保しながらも建築
	物と一体的な意匠にする。

(2) 工作物

工作物の意匠について、次の景観配慮内容や「豊中市まちなみづくりの手引き(建築物・工作物・開発行為編)」を参考にして、景観に配慮した計画・設計を進める。

景観配慮内容

- 〇周囲との調和に配慮し、突出するような状態を避け、違和感を与えない意匠にする。
- ○汚れにくく耐久性のある素材を用いる。
- ○周囲との調和に配慮し、けばけばしい色彩を避ける。

(3) 開発行為

開発行為について、次の景観配慮内容や「豊中市まちなみづくりの手引き(建築物・工作物・開発行為編)」を参考にして、景観に配慮した計画・設計を進める。

景観配慮項目	景観配慮内容
①擁壁 〔圧迫感を与えたり、単調 になりやすい〕	〇法面にする、緑化を施す、周囲のものとそろえた素材を用いる等、周辺 と調和させる。
	〇意匠や素材を工夫し、周辺と調和させ、圧迫感を和らげる。
②植栽 〔潤いを生み出す要素になる〕	○道路に面する敷際に植栽帯を確保する等、潤いを高める。 ○既存の植栽を取り込む等、みどり豊かな景観にする。
③舗装 〔まちなみの基盤となる〕	○建築物や周辺の道路等と色彩や素材をそろえる等、周辺と調和させる。
④電柱・電線類〔必要なものであるが、人目につかないことが重要〕	〇電柱・電線類は目立たない位置に設置する等、見通しの良い通りとなる よう努める。

(4) 広告物

広告物の意匠について、次の景観配慮内容や「豊中市まちなみづくりの手引き(屋外広告物編)」を参考にして、景観に配慮した計画・設計を進める。

景観配慮項目	景観配慮内容
①大きさ	
「大さすさると、威圧感を与 えやすい〕	〇周囲との調和に配慮し、必要最小限にする。
②掲出位置	
〔建築物等の意匠とのバラン	
スを損なったり、通行の妨	│ ○建築物の意匠とのバランスを考慮し、敷地内におさめる。 │
げとなりやすい〕	
③形態	
〔建築物等の意匠との不調和	〇掲出する場所と一体感のある形態を工夫する。
はまちなみを乱しやすい〕	
④素材	
〔長期間の掲出に耐えうるこ	 ○汚れにくく耐久性のある素材を用いる。
とができる素材にすること	したににく、 人任のめる来物であいる。
が重要〕	
⑤色彩	
〔鮮やかな色彩が氾濫する	〇周囲との調和に配慮し、けばけばしい色彩やコントラストの強い配色を
と、まちなみが雑然としや	避ける。
すい)	
⑥数量	
〔過多な掲出はまちなみを乱	〇広告物の整理をはかり、集合化する。
しやすい)	
⑦表示内容·表現方法	
	│ │○すっきりとした、分かりやすい表示内容・表現方法を工夫する。
えやすい)	O J J C J C J C J C J C J C J C J C J C
⑧支持柱•照明器具等	
〔付属物が目立つとまちなみ	〇支持柱や照明器具等の見え方にも配慮し、周辺と調和させる。
を乱しやすい〕	
⑨照明方法	
〔過度な照明は夜間景観を乱	○周囲に悪影響を与えない照明方法にする。
しかすい)	